

令和5年8月10日

お客様各位

東京シティ信用金庫

当座勘定規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では下記の通り当座勘定規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定内容

当座勘定規定の第9条（専用約束手形口用は第10条）に②として下記の文言を追加いたします。
なお、これにより今までの②は③へ改定いたします。

②呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。なお、15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても、当金庫は責任を負わないものとします。

※詳細は各規定を確認願います。

3. 改定日

令和5年8月23日（水）

以上

